

改正概要説明書	
国名：フランス	法令名：知的財産規則
改正情報：2023年4月1日改正	
改正概要：	
<p><b>1. 産業財産権庁の責務の追加</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国防関係発明等の公開禁止発明の開示・実施の許可，並びに，国防関係特許の禁止期間等の延長及び解除の許可を，産業財産権庁の責務として追加した(第 R411 条 1(1)-1)。</li> <li>・国内会社登録簿の運用についての規定を追加した(第 R411 条 1(9) (10) (11))。</li> <li>・商法所定の IT 部門の管理についての規定を追加した(第 R411 条 1(15) (16))。</li> </ul>	
<p><b>2. 手数料の徴収に関する規定の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業財産権庁が徴収する手数料等の金額や条件についての規定を新設した(第 R411 条 17 II)。</li> <li>・商法の規定による手数料を産業財産権庁が徴収する義務の規定を追加した(第 R411 条 17-1)。</li> <li>・産業財産権庁が保管する書類等から得る収入の徴収方法や金額の決定権を理事会から長官に変更した(第 R411 条 18)。</li> </ul>	
<p><b>3. 弁理士の義務違反に係る懲戒規定の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・弁理士の義務違反に対する懲戒を審理する規律委員会の構成，任期，職務，処分に対する不服申立て，抗告，聴聞，審議等の手続，並びにモロッコ特許商標弁理士協会との関係について整備した(第 R422 条 56－第 R422 条 66)。</li> </ul>	
<p><b>4. 意匠登録簿の規定の見直し</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意匠登録簿に記録された創作日の優先性の確認に必要な書類の取扱いに関する規定を廃止した(改正前第 R511 条 6 の削除)。</li> </ul>	
<p><b>5. 意匠の権利者の変更に関する規定の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意匠の出願人及び権利者の変更の申請について，法人の合併・分割等に伴う変更の場合に国外事業者の取扱いを整備した(第 R512 条 16(2))。</li> </ul>	
<p><b>6. 国防関連出願の取扱いの見直し</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国防関連出願の早期開示及び実施の許可請求について国際出願の場合の取扱いを明確化し，併せて，公開禁止期間の延長に関する手続を整備して規定を見直した(第 R612 条 27－第 R612 条 28)。</li> </ul>	
<p><b>7. 海外領土に対する法適用の拡大</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フランスの海外領土である南太平洋のウォリス・フツナ諸島，南半球及び南極のフラン</li> </ul>	

ス領に効力が及ぶ規則の規定を拡大した(第 R811 条 1-1, 第 R811 条 3)。

**改正内容：**

・ **第 R411 条 1**

産業財産権庁の責務について明確化された。

・ **第 R411 条 17－第 R411 条 18**

産業財産権庁が徴収する手数料について明確化された。

・ **第 R422 条 56－第 R422 条 66**

弁理士の懲戒措置及び規律委員会について明確化された。

・ **第 R511 条 6**

削除された。

・ **第 R512 条 16**

意匠に係る申請について明確化された。

・ **第 R612 条 27－第 R612 条 28**

国防に影響する出願について明確化された。